

議案第一百号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成五年十二月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成五年拾貳月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和六十一年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「排水設備工事業者」の下に「（以下「指定業者」という。）を加える。

第九条を次のように改める。

（指定業者の指定）

第九条 指定業者は、町長が登録した責任技術者を有する排水設備の工事を行う業者の申請に基づき、町長が指定する。

2 指定業者及び責任技術者に関し必要な事項は、別に規則で定める。

3 指定業者の指定を受けた者は、手数料三千円を、責任技術者の登録を受けた者は、手数料二千円を納入しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。